ユーザー事例紹介 CASE STUDY

大阪府における電子マニフェストの率先導入

――「隗より始めよ」産業廃棄物のトレーサビリティー向上を目指して

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課

はじめに

平成20年度に再開されたマニフェスト交付状況報告制度に基づき、大阪府には、毎年6月末までに1万件を超える報告書が郵送されてきます。この報告制度では、マニフェストを1回交付しただけの事業者でも、報告書を提出しなければなりません。報告書を毎年作成して提出する事業者の方々のご負担と、膨大な報告データのチェックと電子化に要する行政の事務量を考えると、報告制度の再開は、平成10年度に運用を開始した電子マニフェストシステムの普及が、10年経って相当進むことを前提にしたものと思われます。しかし、電子マニフェストの普及率は、平成22年度で23%にとどまっており、政府の目標（50%）に遠く及びません。

そこで、大阪府では、産業廃棄物の多量排出事業者でもある府庁自らが率先して、「隗より始めよ」の精神で電子マニフェストを導入し、大阪府内の事業者における電子マニフェストの普及促進を図ることとしました。

導入の経緯

大阪府は、平成23年度から電子マニフェストの利用をグリーン調達方針に盛り込み、府庁の各部署での電子マニフェスト導入を促進することとしました。

電子マニフェストの率先導入にあたって、府庁の各部署の実態調査を行って調整した結果、まずは、マニフェストの交付枚数が年間51枚以上の部署（府庁全体のマニフェスト交付枚数の9割をカバー）を中心に導入し、平成23年4月より運用（図1）を開始しました。率先導入した部署は、下水道事務所、土木事務所、庁舎管理課など28の組織であり、とりわけ下水道事務所の交付枚数は、率先導入部署全体の7割以上を占めます。

会計処理の方法

電子マニフェストの率先導入にあたり、府庁内での費用負担の仕組みが課題となりました。検討の結果、大阪府単位で電子マニフェストに加入し、加入料と基本料は環境部局が負担し、各部署は、サブIDを使用してマニフェストの登録手続きを行うこととしました。また、使用料については、各部署から環境部局に予算配当し、環境部局が一括して支払うようにしました。しかし、電子マニフェストの料金徴収システムが、このような役所特有の仕組みに対応していないので、各部署の枚数分の正確な料金の確認が困難であるうえ、徴収システムの四半期ごとの料金支払は、役所での会計処理事務が煩雑となります。そのため、来年度の予算では、環境部局が使用料を一括して措置することを検討しております。

導入後の状況

率先導入した部署における電子マニフェスト使用状況を調査しましたが、平成23年4月と5月の2ヶ月における委託件数997件のうち、電子マニフェストを使用した事例は54件と5%程度にすぎませんでした。電子マニフェストを使用しなかった理由としては、「収集運搬業者が加入していない。」が最も多く、次に「処分業者が加入していない。」が挙げられました。その他の理由としては、「年度当初で対応不能」「紙マニフェストの在庫を使い切りたい。」「事務処理が面倒」などが挙げられました。

収集運搬業者についてみると、電子マニフェストに加入している26業者のうち、紙マニフェストを使用している業者は18業者であり、加入していない23業者と合わせると、多くの業者が紙マニフェストを使用している現状が浮かび上がってきました。一方、処分業者では、電子マニフェストを使用した業者はわずか4業者、

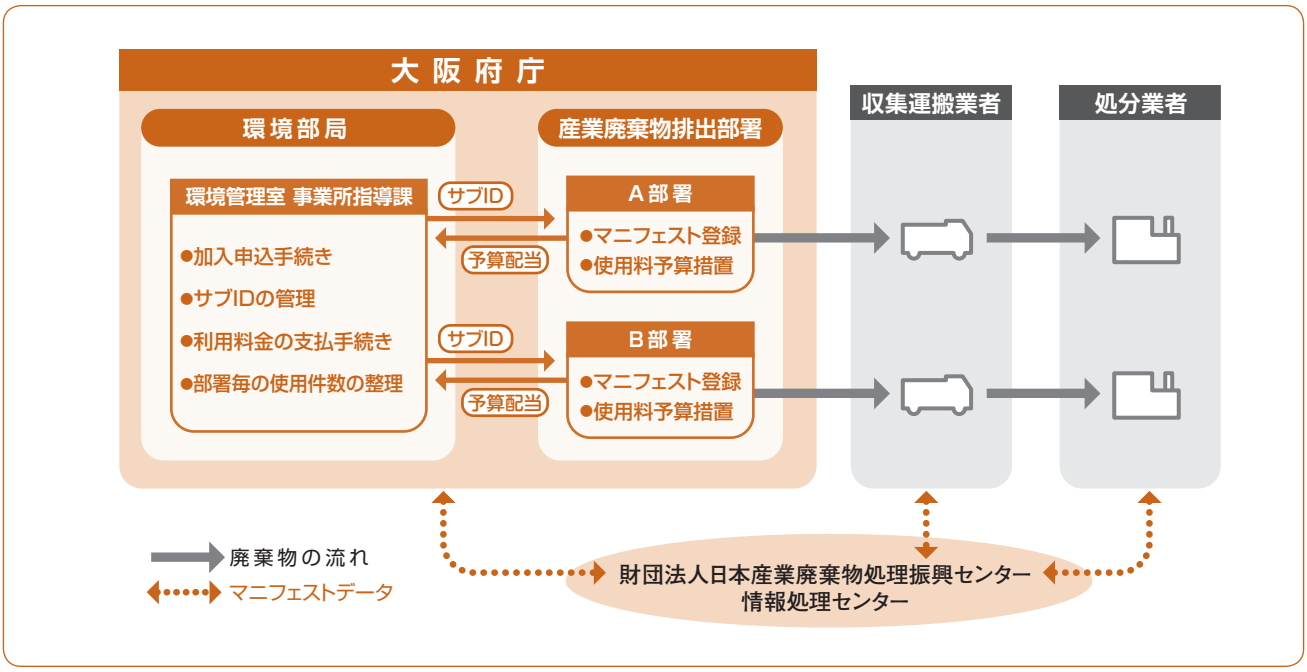


図1 大阪府庁における電子マニフェスト運用のフロー

加入しているが使用しない業者が18業者、加入していない業者が11業者であり、収集運搬業者と同じ傾向を示しています。すなわち、廃掃法改正によって創設された優良産廃処理業者認定制度の認定基準に「電子マニフェストへの加入」が取り入れられたことが、電子マニフェスト加入の動機付けとなっているものの、当面は使い慣れた紙マニフェストを利用しているのが現実であると考えられます。

電子マニフェストのメリットとデメリット

率先導入している部署の声を次に紹介します。

メリット

- 紛失、記入漏れの心配がない。
- パターン機能を活用して業者情報を登録しておけば、使いやすい。
- 処理状況を確認しやすい。

デメリット

- 休みが続くと3日以内の登録が困難となる。
- 受渡し確認書を発行しなければならず、手間がかかるうえペーパーレスにはならない。

今後の方針

現在率先導入している部署では、100%の電子マニフェスト化を考えており、電子マニフェストを他の部署にも随時導入していく方向で調整しています。

しかし、電子マニフェストを使用するためには、収集運搬業者と処分業者の協力が必須であり、事務処理面でも、「急な工事の場合には、処理業者が電子マニフェストに未加入であると、加入手続き等が委託日までに間に合わない。」「お互いの処理が面倒」などといった意見も出ており、電子マニフェストの導入達成には、今後の紆余曲折が予想されます。

おわりに

ITを活用して産業廃棄物の移動におけるトレーサビリティーを向上させる電子マニフェストシステムは、データの透明性が高く情報管理の合理化につながることから、産業廃棄物の不適正処理を防止する手段として有効であり、大阪府も平成23年度から産業廃棄物の委託処理に当たっての電子マニフェストの率先導入を始めました。その際に、一部の処理業者の排除につながらないように、大阪府は、電子マニフェストに対応できない処理業者には、従来どおりの紙マニフェスト使用を認めています。

今後、電子マニフェストを飛躍的に普及させるためには、廃掃法改正の際の国会の附帯決議において「一定規模以上の排出事業者や処理業者への電子マニフェスト義務付けの検討」が盛り込まれたことを踏まえ、新たな普及への取組みが求められます。